

番号	現規定	新規定	備考
1	4-(2)-ア-(オ) 気象庁発表の台風情報で、大会開始予定時刻の2時間前から終了予定時刻の2時間後までの間に、会場のある地域が暴風域に入る確率が40%以上とされる時間帯があるとき（大会前日正午までに判断）。	4-(2)-ア-(オ) 気象庁発表の台風情報で、大会開始予定時刻の2時間前から終了予定時刻の2時間後までの間に、会場のある地域が暴風域に入る確率が 30% 以上とされる時間帯があるとき（大会前日正午までに判断）。	気象庁発表において警戒すべきとされる基準に改正
2	4-(2)-ア-(キ) 大会前日または当日に、会場から半径100kmの域内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。（2024総会での決議後、半径50kmに縮小しても良いのではないかと意見があった。）	4-(2)-ア-(キ) 大会前日または当日に、 <u>会場が所在する地域</u> で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。	絶対中止とする条件としては厳しすぎるため、実態に即し改正。また、地震が起きた際に100kmや50km以内で測定された震度を全てカウントするのは難しいため。震度5強以下の実運用としては、(ケ)交通機関の条件等、他条件をもとに開催可否を決定するものとする。
3	4-(3)-ウ 犯罪行為やハラスメント等の防止 全ての参加者は、暴力行為やセクシャルハラスメント等、法令や公序良俗に反する行為は絶対にしてはいけません。また、下記の勧誘行為は禁止します。参加者が該当する行為をしていた場合は、AQL実行委員会に報告してください。 (ア) クイズと関係のないサークルやイベントの宣伝や告知 (イ) スポンサーなどの協力関係にない企業・団体等の宣伝	4-(2)-ウ 犯罪行為やハラスメント等の防止 全ての参加者は、暴力行為やセクシャルハラスメント等、法令や公序良俗に反する行為は絶対にしてはいけません。 エ 勧誘行為の禁止 参加者が該当する行為をしていた場合は、AQL実行委員会に報告してください。 (ア) クイズと関係のないサークルやイベントの宣伝や告知 (イ) スポンサーなどの協力関係にない企業・団体等の宣伝 (以下、項番繰り下げ)	犯罪行為やハラスメントと禁止勧誘行為では性質が異なるため分離